

郡山市シルバーハウジング入居等要綱

平成17年2月22日施行
令和6年3月19日一部改正
[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号。以下「条例」という。）及び郡山市営住宅条例施行規則（平成10年郡山市規則第1号）に定めるもののほか、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるシルバーハウジングの入居等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シルバーハウジング シルバーハウジング・プロジェクトの実施について（平成15年3月28日国住備発第51号厚生労働省老発第114号国土交通省住宅局長及び厚生労働省老健局長通達）に基づくシルバーハウジングプロジェクト事業計画により供給する市営住宅をいう。
- (2) 高齢者 満60歳以上の者をいう。

(入居者の資格の基準)

第3条 シルバーハウジングに入居できる者は、条例第6条第2号から第6号までに規定する条件を具備する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者の単身世帯
- (2) 高齢者のみで構成される世帯
- (3) 高齢者夫婦（夫婦のいずれかが高齢者であるときを含む。）のみで構成される世帯

(同居承認の基準)

第4条 市長は、シルバーハウジングに係る条例第11条第5項の規定による入居日の通知を受けて入居した者（以下「入居者」という。）が、シルバーハウジングに入居した際に同時に入居した者（以下「同居者」という。）以外の者の同居を承認しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者の同居を承認することができるものとする。

- (1) 入居者が医師等の診断書等により介護が必要であることが明らかな場合において、当該入居者の介護を行う者
- (2) 前条の規定に該当する者

3 前項第1号の規定により同居する場合において、市長が同居を承認する期間は、6月以内とし、更新を妨げない。

(入居の承継の基準)

第5条 市長は、入居者が死亡し、又は退去した場合において、引き続き使用しようとする同居者が第3条の規定に該当しないときは、入居

の承継を承認しない。

(住宅の明渡し等)

第6条 入居者は、入居後の身体状況の変化等によりシルバーハウジングでの生活が困難になったとき又は第3条の規定に該当しなくなったときは、シルバーハウジングを明け渡さなければならない。

2 市長は、前項の規定によるシルバーハウジングの明渡しを容易にするため、他の市営住宅、福祉施設等のあっせんその他必要な措置を講じて円滑に退去できるように配慮するものとする。

(住宅の変更)

第7条 市長は、入居後に入居者の同居者の構成に変更があった場合において、入居者から住宅変更の申出があったときは、当該入居者の住宅を変更することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、シルバーハウジングの入居等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に入居決定及び同居承認されているものについては、この要綱に基づき、承認されたものとみなす。